

ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）の概要

1．基本的考え方

ダイオキシン類の排出インベントリーについては、「ダイオキシン対策推進基本指針」（以下「基本指針」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画（以下「削減計画」という。）」に基づき、毎年整備することとなっている。

2．対象発生源の選択

これまで整備した排出インベントリーの発生源の考え方と同様、環境への排出が現に認められているものであって、排出量の推計が可能なものを対象発生源とした。

3．推計年次及び排出量の表示方法

排出インベントリーは、法に基づくダイオキシン類（PCDD、PCDF、コプラナーPCB）を対象に、平成9年から平成19年の各年の排出量について整備した。排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を用いた値で表示した。なお、新たな知見が得られた場合には、平成18年以前の排出量についても、可能な範囲で推計を行った。

4．排出量の推計結果

上記に基づきダイオキシン類の排出量の目録として取りまとめた結果については、別添のとおりで年々排出総量は減少し、平成19年は、平成15年から約23%減少（平成9年から約96%減少）し、286～307g-TEQ/年となっている。

5．削減目標の達成評価

平成17年6月に変更した削減計画において、平成22年におけるダイオキシン類削減目標量は315～343g-TEQ/年（平成15年の推計排出量に比して総量で約15%削減）となっている。

この削減目標と比較すると、平成19年排出総量の286～307g-TEQ/年は、前年に引き続きこの目標量を下回っており、順調に削減が進んでいるものと評価される。